

## 公立大学法人福井県立大学 大学案内2020制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

福井県立大学 大学案内は、大学を受験しようとする高等学校生徒等とその保護者はもちろん一般県民や産業界等、幅広い分野の人々に対して、本学の教育・研究・学生の活動等や本県の魅力を分かりやすくかつ効果的に紹介することで、より多くの優秀な志願者の獲得および本学・本県の知名度向上を図るためのものである。

この制作にかかる委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

公立大学法人福井県立大学 大学案内2020制作業務

#### (2) 契約期間

ア 制作

契約締結日から平成31年3月31日まで

イ 制作（人事異動に関係する部分）・印刷

平成31年4月1日から平成31年4月26日まで

#### (3) 業務内容

公立大学法人福井県立大学 大学案内2020制作業務委託仕様書（別紙2）による。

#### (4) 提案上限金額

(2) のアおよびイを合わせ、7,560,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

### 3 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者（以下、「参加者」という。）は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 受審資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県内に本社もしくは支店等の制作拠点がある者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 平成25年度以降において、本学が平成30年6月に発行した大学案内2019に相当する頁物の印刷物を制作（企画およびデザインを含む）した実績を有する者であること。

(7) この業務実施について、その体制が十分であり、迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、受託予定者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、受託予定者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知までに、提案者が前記3の提案書を提出するものに必要な要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超えた場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為あった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

## 5 実施要領の交付等に関する事項

- (1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先

〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学経営戦略課

TEL 0776-61-6000（内線1071） FAX 0776-61-6011

- (2) 実施要領の交付は上記の場所で行うほか、本学ホームページで公開する。

## 6 質問の受付および回答

業務内容に関する質問事項については、平成30年11月28日（水）17時までにFAX（様式は任意とする。）で提出すること。

- (1) 送付先

5（1）のFAXと同じ

- (2) 質問に対する回答は、参加申込者全員に対し、平成30年12月3日（月）17時までにFAXにより行う。

## 7 資格の確認に関する事項

提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。

- (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人等の概要（様式2）

ウ 会社の組織体制がわかる資料、パンフレット等

エ 平成25年度以降の印刷物制作の実績（様式3）および記載した印刷物各1冊

オ 参加資格に係る誓約書（様式4）

カ 福井県の入札参加資格決定通知書の写

- (2) 提出期限 平成30年11月21日（水）16時

- (3) 提出方法 持参または郵送すること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。

- (4) 提出先 5（1）に同じ。

- (5) 資格確認の結果通知

上記（1）から（4）により、参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を平成30年11月26日（月）までに書面で通知する。

- (6) 資格認定を受けられなかったものに対する説明

審査の結果、参加が認められなかった者は、審査の結果に対する質問書（様式は任意とする）を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

- ア 提出期限 平成30年11月28日（水）16時
- イ 提出方法 持参または郵送すること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- ウ 提出先 5（1）に同じ。
- エ 回 答 質問に対する回答は、質問者に対して書面により速やかに行う者とする。

## 8 企画提案書の提出

- （1）作成要領 公立大学法人福井県立大学 大学案内2020制作に関する企画提案書の作成要領（別紙1）による。
- （2）提出期限 平成30年12月6日（木）17時
- （3）提出方法 持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- （4）提出部数 12部
- （5）提出先 5（1）に同じ。
- （6）提出辞退 参加申込みを行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式は任意とする）を提出期限までに5（1）に提出すること。  
なお、当該辞退による本学の不利益な取扱いはない。

## 9 企画提案の審査、業者の選定および選定結果通知

- （1）審査 企画提案の審査およびこれに基づく業者の選定は、別に定める審査要領により行う。なお、審査要領は、審査の対象になった者に対し、別途通知する。
- （2）選定結果 選定結果は、審査会終了後できるだけ速やかに企画提案書提出者全員に通知する。選定結果に関する質問は受け付けない。
- （3）選定経緯 選定経緯については公表しない。

## 10 審査会の実施

- （1）日 時 平成30年12月13日（木）  
1社につき40分（説明20分、質疑応答20分）とする。  
なお、各社の時間割については別途連絡する。
- （2）場 所 公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス本部棟
- （3）準備物 説明の際、パソコンを使用する場合は、参加者がパソコンを準備すること。プロジェクター、スクリーンは本学で準備する。
- （4）審査方法 審査要領による。
- （5）受託予定者選定 審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を

受託予定者とする。

## **1 1 契約の締結**

本学は、受託予定者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、受託予定者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、本学と受託予定者との間で随意契約により契約を締結する。

また、次の場合には、本学は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託予定者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

## **1 2 契約書作成の可否**

要

## **1 3 契約保証金**

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第38条の規定による。

## **1 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置**

- (1) 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

## **1 5 再委託**

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本学に協議のうえ、その承諾を得ること。

## **1 6 その他**

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。